

2-3 あらゆる分野における女性の参画拡大

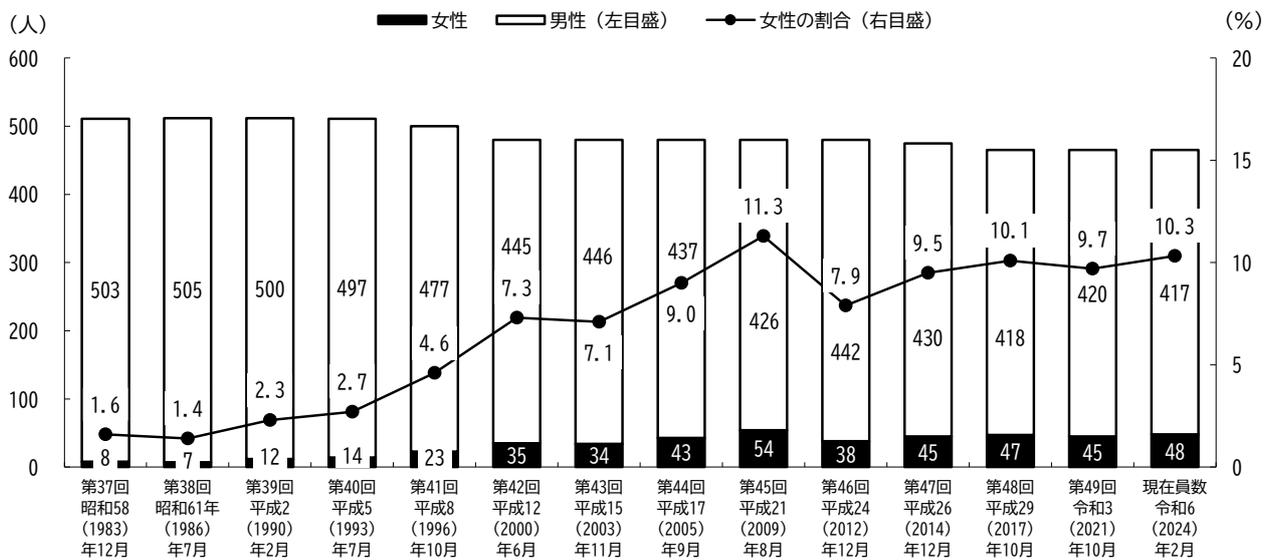
2-3-(1) 政治・行政等分野

1. 衆参両議院の女性議員数及び割合

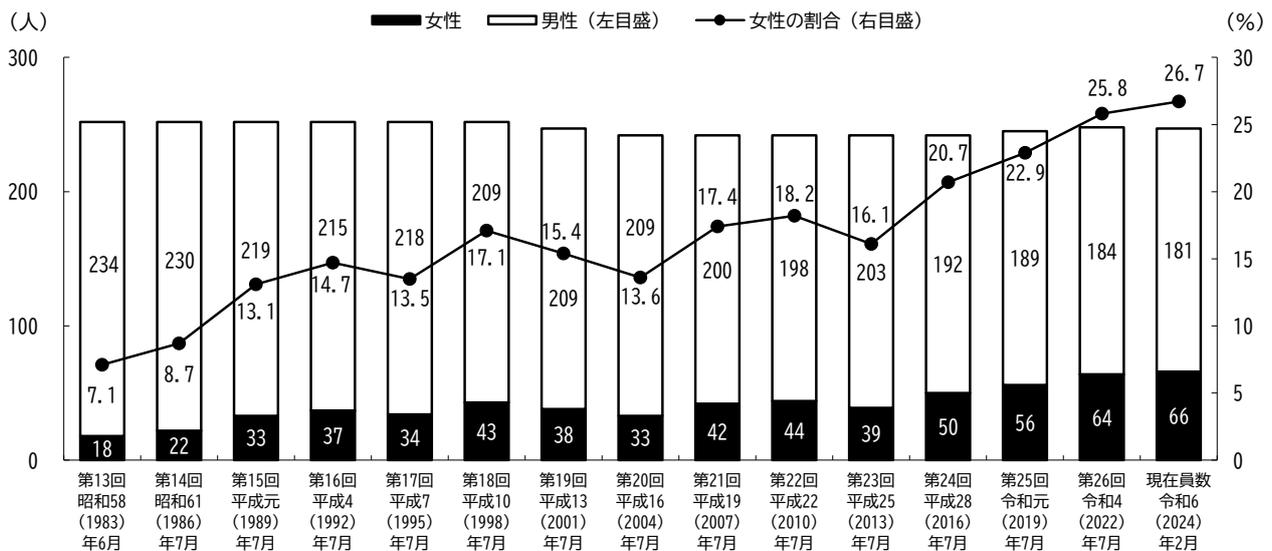
衆・参議院における女性議員の議員数及び議員定数に占める割合は、令和6（2024）年2月時点で、衆議院では48人（10.3%）参議院では66人（26.7%）となっている。

図表 2-3-(1)-1 衆参両議院の議員数及び女性の割合の推移（全国）

<衆議院>



<参議院>



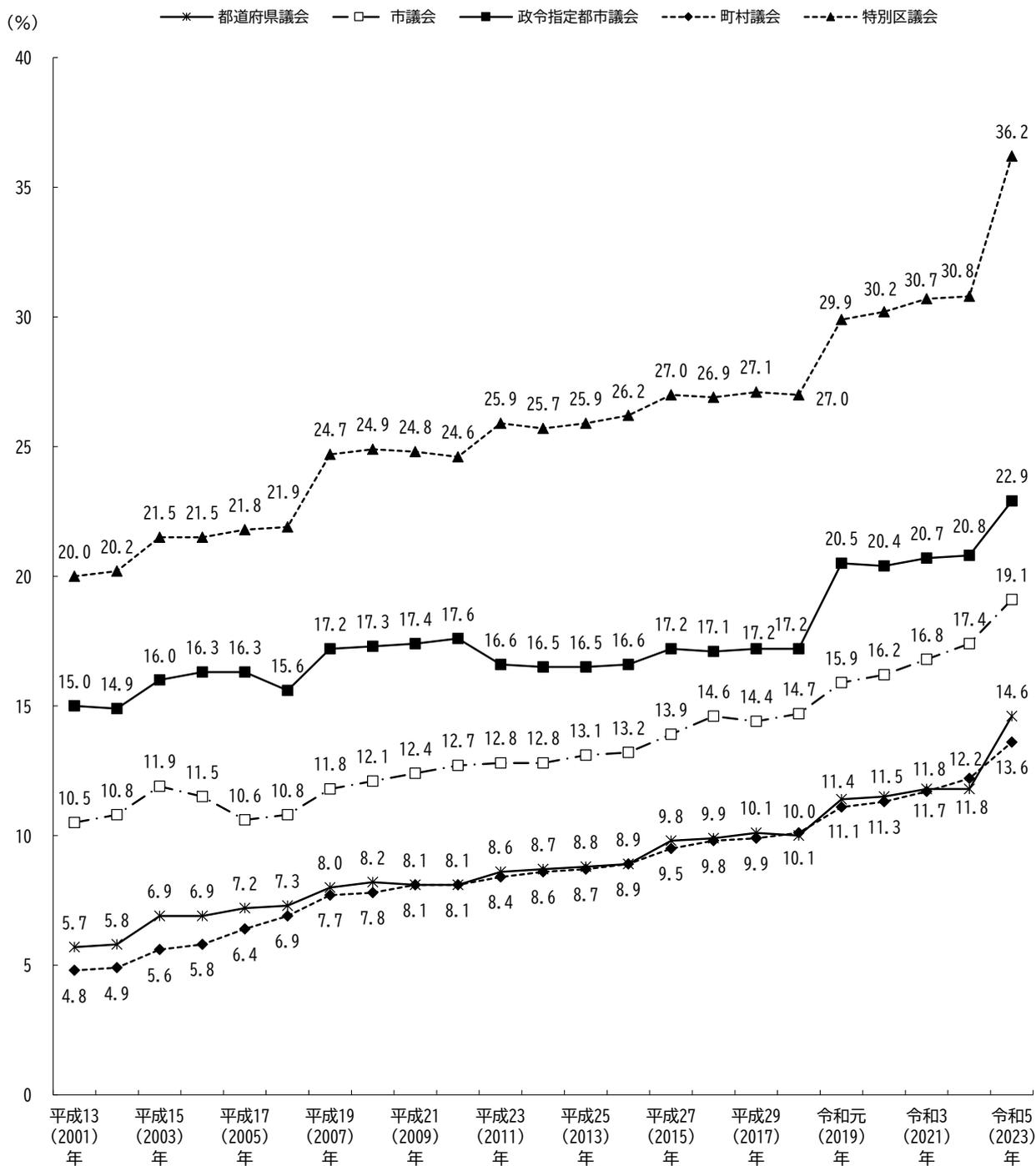
注：衆議院は各選挙における当選人数。参議院は通常選挙後の国会召集日における議員数
衆議院ホームページ、参議院ホームページより内閣府において作成

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和5年度）

2. 地方議会における女性議員の割合

地方議会における女性議員の割合は、令和5（2023）年現在、特別区議会36.2%、政令指定都市議会22.9%、市議会19.1%、都道府県議会14.6%、町村議会13.6%となっている。

図表 2-3-(1)-2 地方議会における女性議員の割合の推移（全国）



注1：市議会には政令指定都市議会が含まれる。

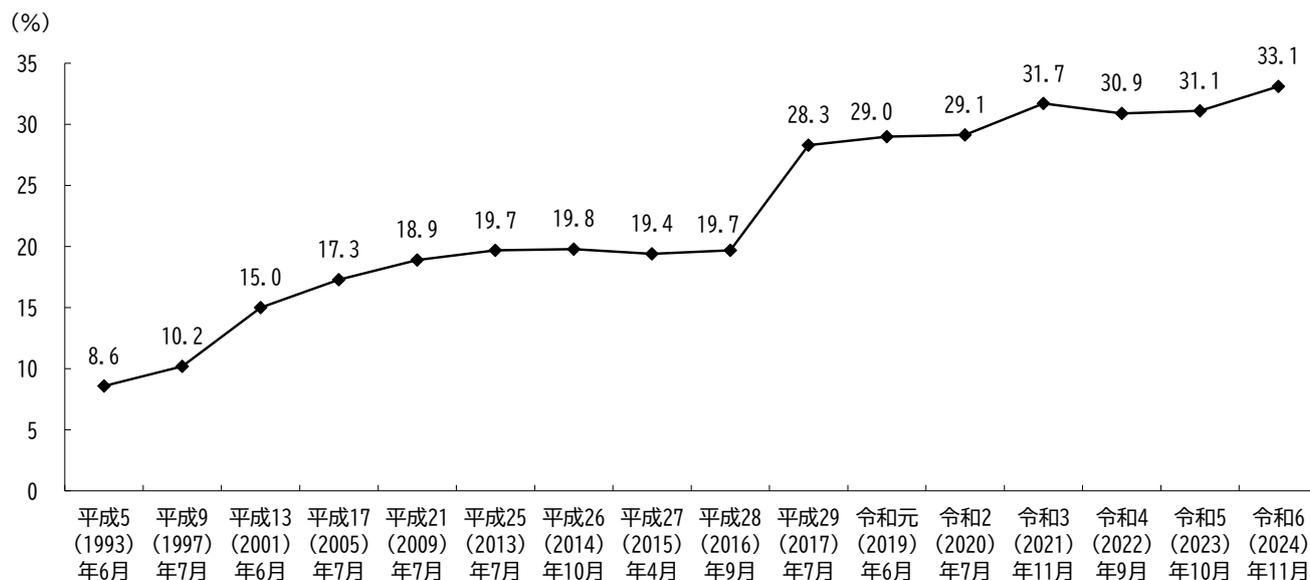
注2：各年12月31日現在

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和5年度）

3. 都議会における女性議員の割合

都議会における女性議員の割合は、平成5（1993）年の8.6%から緩やかに増加し、平成25（2013）以降は19%台で推移していたが、平成29（2017）年7月の選挙で急増し、現在の女性議員の割合は33.1%となっている。

図表 2-3-(1)-3 都議会における女性議員の割合の推移（都）

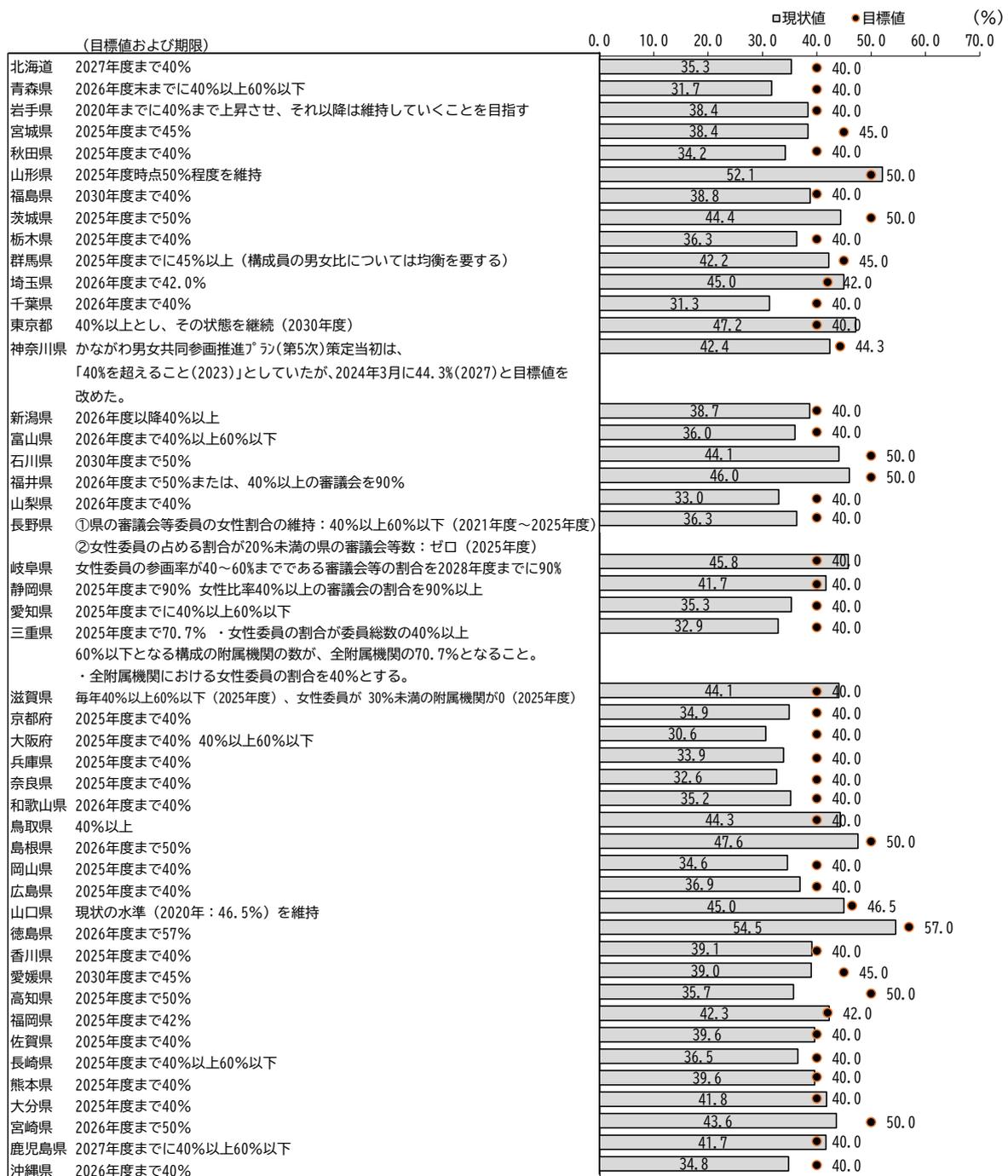


資料：東京都議会議員名簿(令和6年11月現在の議員数)

4. 審議会等委員への女性の登用

目標を設定している審議会等委員の女性の割合をみると、都は目標値「40%以上とし、その状態を継続（2030年度）」に対して、現状値は47.2%となっている。

図表 2-3-(1)-4 目標を設定している審議会等委員への女性の登用（全国）



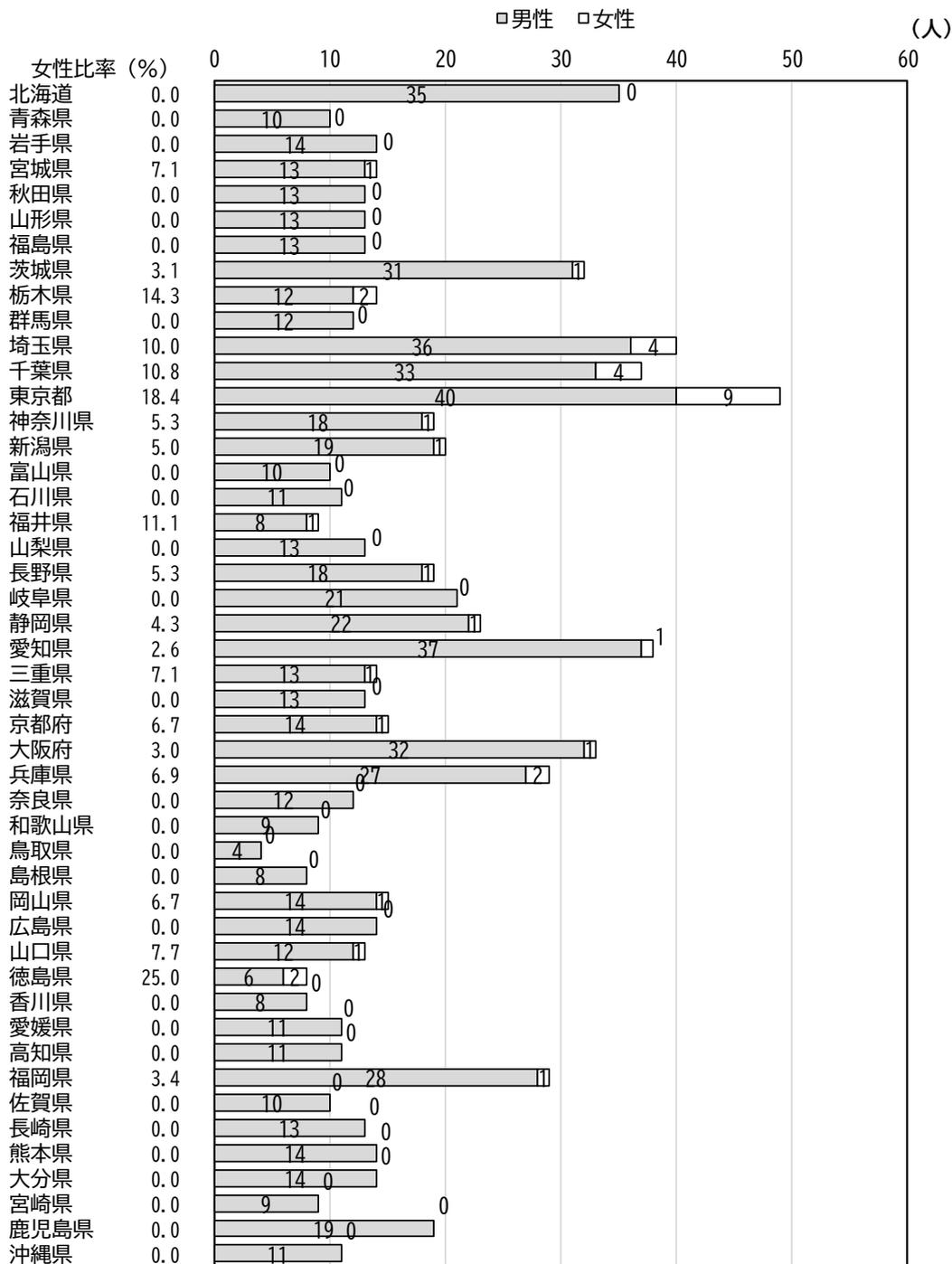
注：調査時点は各都道府県で異なる。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和6年度）
東京都生活文化スポーツ局調べ

5. 市区長に占める女性の割合

令和5（2023）年4月1日現在、女性の市区長がいるのは20都府県37人である。女性の割合が最も高いのは徳島県の25.0%（2人）で、東京都は18.4%（9人）となっている。

図表 2-3-(1)-5 市区長に占める女性の割合（全国）



注1：区は特別区

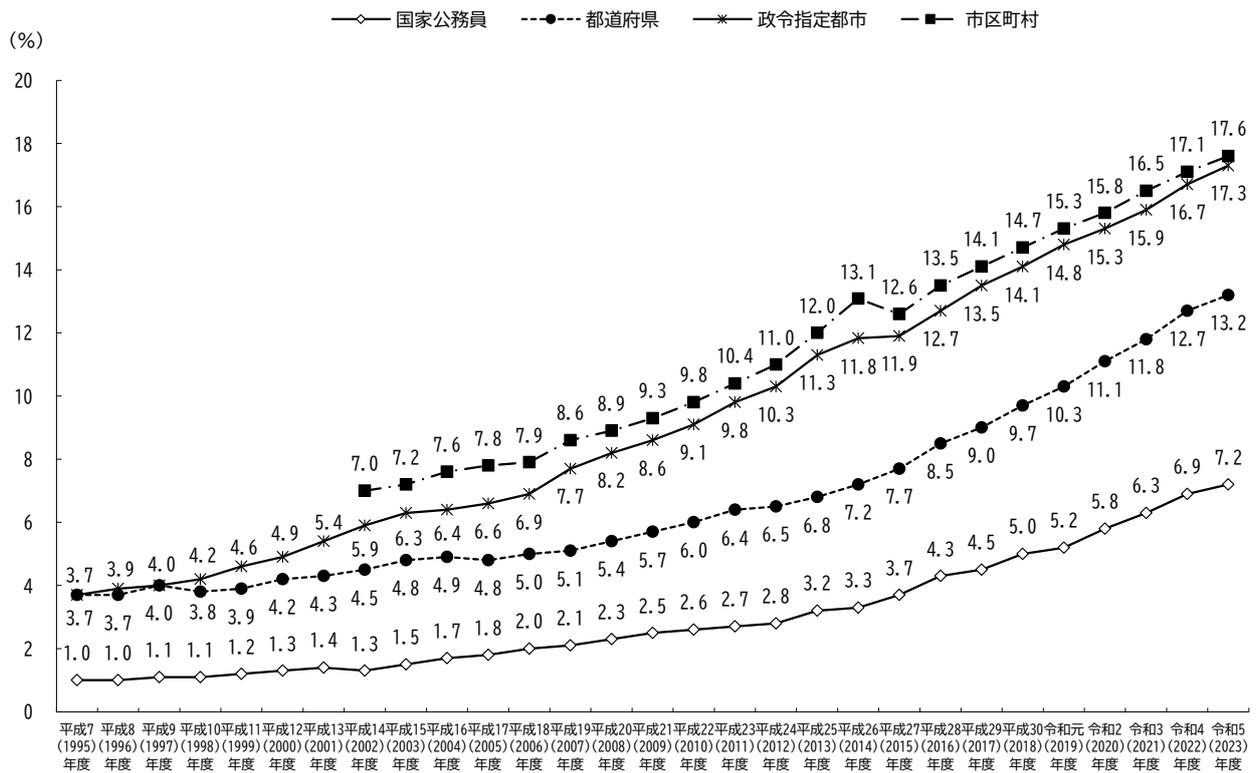
注2：調査時点は原則として各年4月1日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和5年度）

6. 公務員管理職に占める女性の割合 (国家公務員、都道府県、政令指定都市、市区町村)

公務員管理職に占める女性の割合は、令和5（2023）年度で市区町村17.6%、政令指定都市17.3%、都道府県13.2%、国家公務員7.2%であり、平成7（1995）年度以降、総じて増加傾向にある。

図表 2-3-(1)-6 公務員管理職に占める女性の割合（全国）



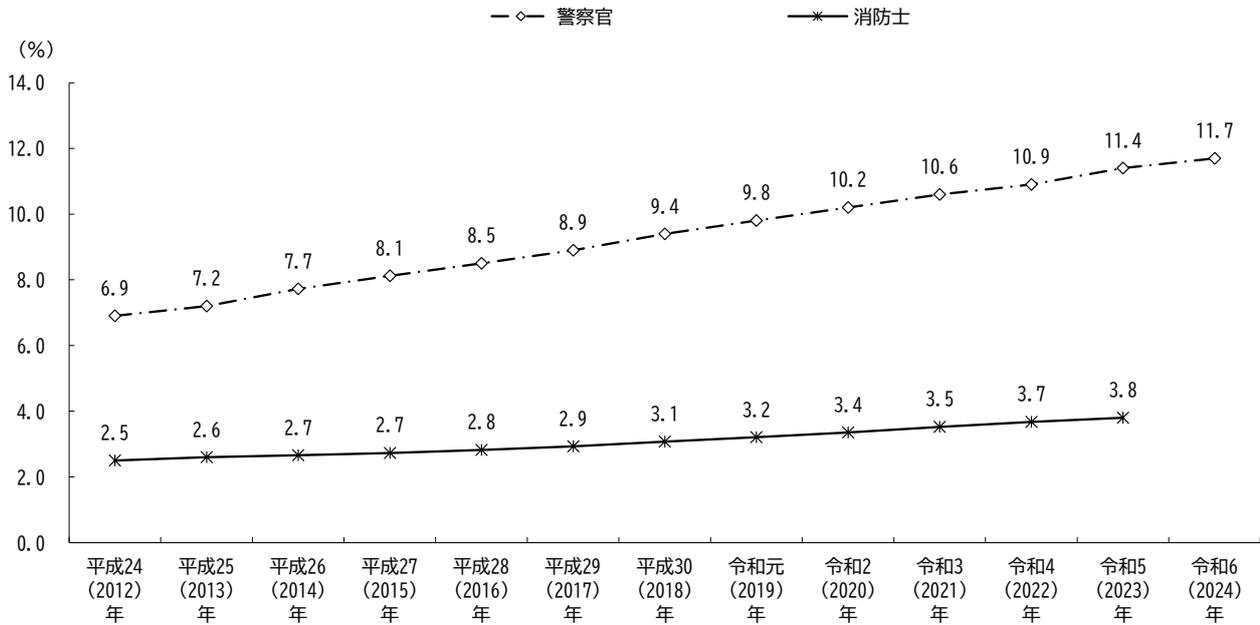
- 注 1：市区町村には政令指定都市を含む。
- 注 2：国家公務員を除き、調査時点は原則として各年 4 月 1 日現在であるが、各自治体の事情により異なる場合がある。
- 注 3：国家公務員について、平成 12（2000）年度までは各年度末、平成 13（2001）年度から平成 25 年度（2013）までは各年度 1 月 15 日、平成 26（2014）年度は 9 月 1 日、平成 27（2015）年度は 7 月 1 日現在。
- 注 4：平成 23（2011）年度は、東日本大震災の影響により岩手県（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県（女川町、南三陸町）、福島県（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）は調査を行わなかったため、集計から除外している。
- 注 5：平成 24（2012）年度は、東日本大震災の影響により福島県川内村、葛尾村、飯館村は調査を行わなかったため、集計から除外している。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和 5 年度）

7. 警察官・消防士に占める女性の割合

警察官・消防士に占める女性の割合は、令和6（2024）年の警察官は11.7%と増加傾向にあり、令和5（2023）年の消防士は3.8%とわずかながら年々上昇している。

図表 2-3-(1)-7 警察官・消防士に占める女性の割合（全国）



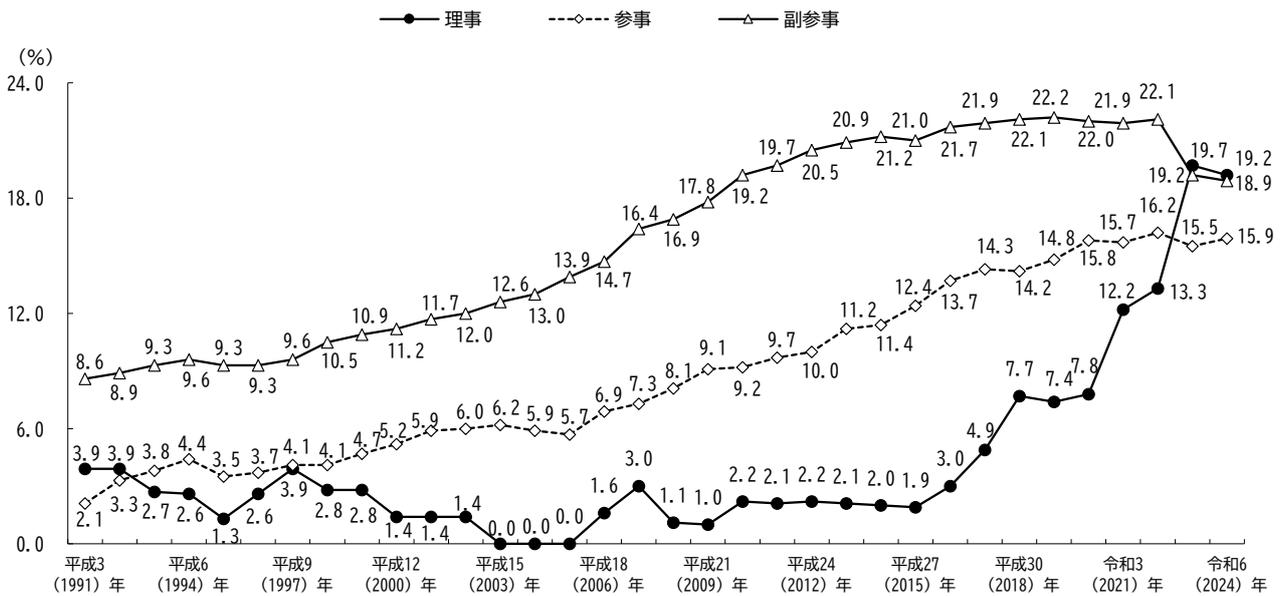
資料：警察庁「令和6年版警察白書」、消防庁「令和5年版消防白書」

8. 都職員の階層別女性比率

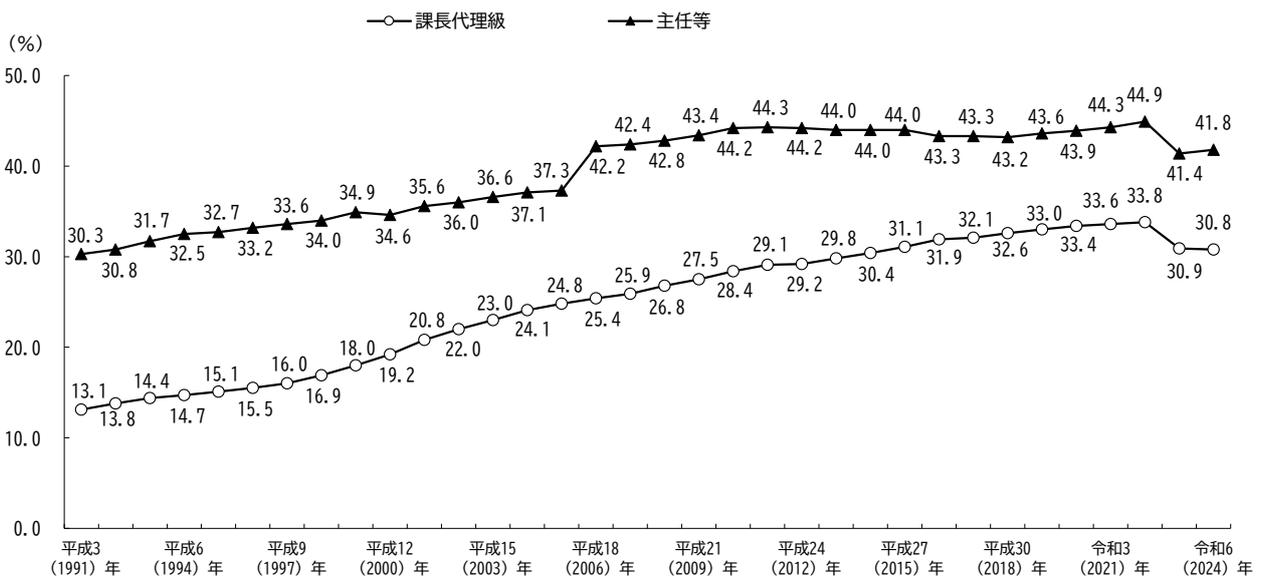
令和6（2024）年の都職員に占める女性の割合を階層別にみると、管理職では理事（局長級）が19.2%、参事（部長級）が15.9%、副参事（課長級）が18.9%、主事では課長代理級が30.8%、主任等が41.8%となっている。

図表 2-3-(1)-8 都職員の階層別女性比率の推移（都）

<管理職>



<主事>



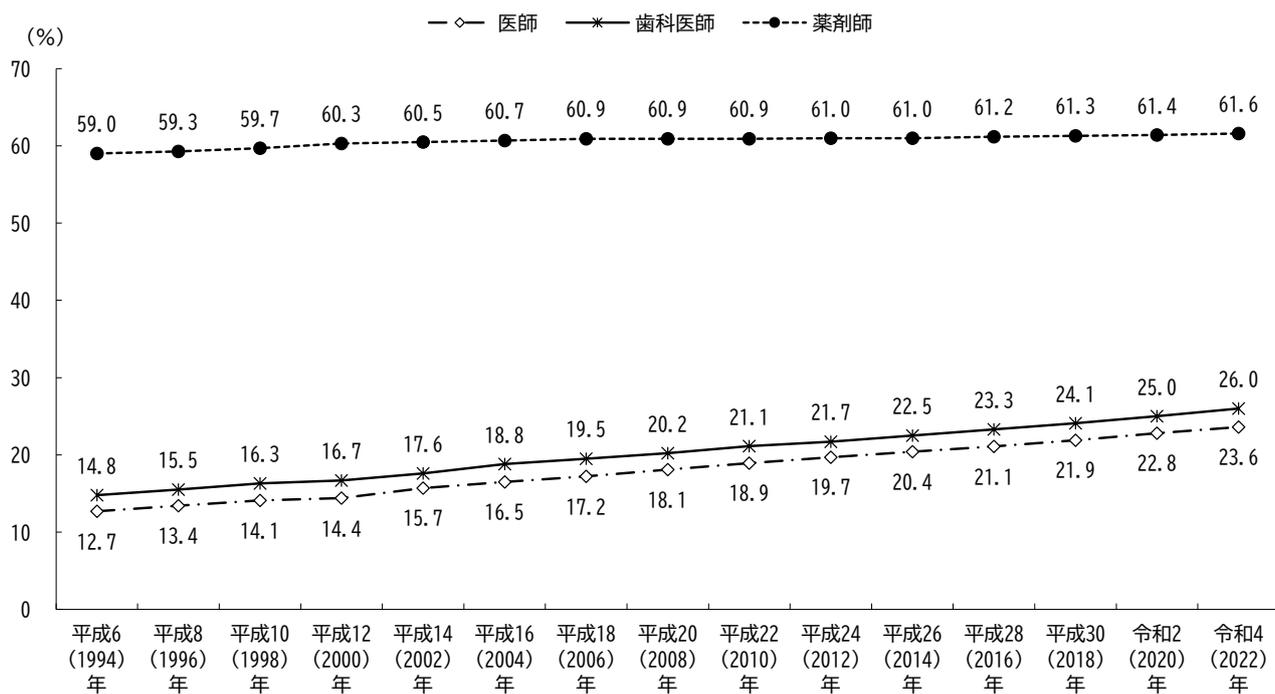
注：各年4月1日現在

資料：東京都人事委員会「都職員の構成」

9. 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合は緩やかに増加しており、平成6（1994）年の医師12.7%、歯科医師14.8%、薬剤師59.0%が、令和4（2022）年にはそれぞれ23.6%、26.0%、61.6%となっている。

図表 2-3-(1)-9-1 医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合の推移（全国）

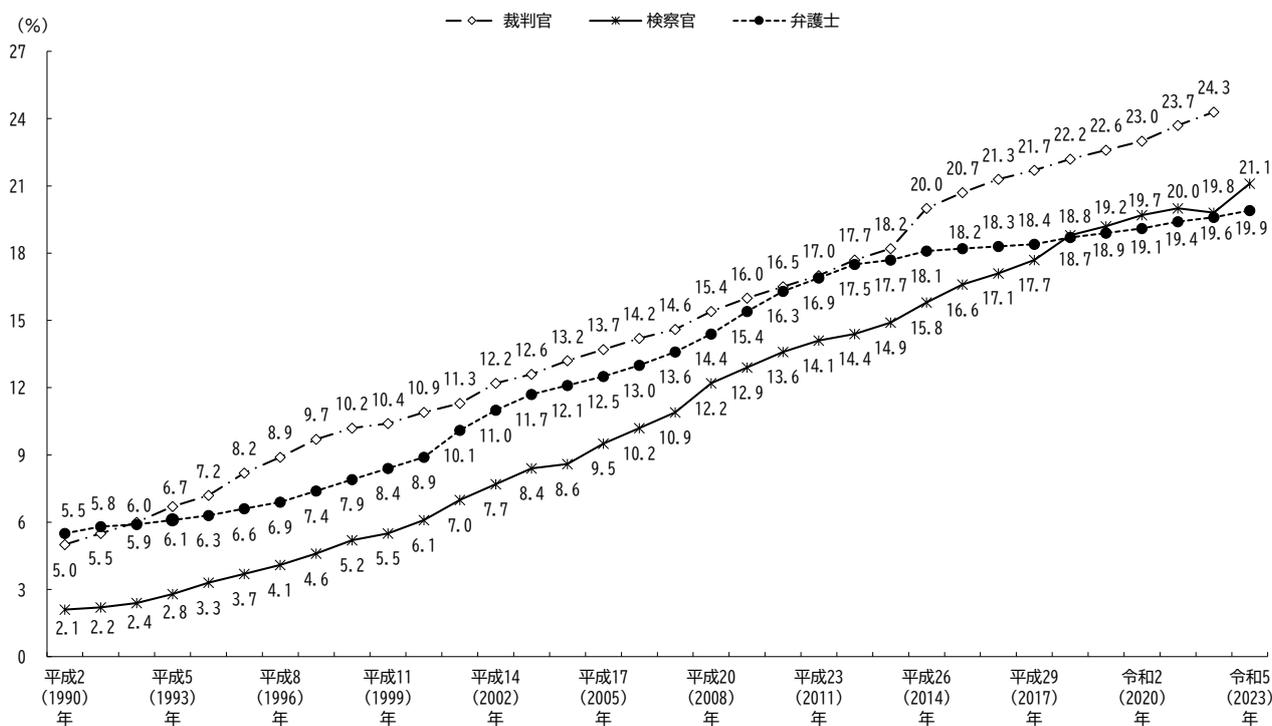


注：各年12月31日現在

資料：厚生労働省「令和4年（2022年）医師・歯科医師・薬剤師統計」

裁判官、検察官、弁護士に占める女性の割合は年々着実に増加しており、裁判官は令和4（2022）年24.3%、検察官、弁護士はそれぞれ令和5（2023）年21.1%、19.9%となっている。弁護士については、平成25（2013）年ごろより増加スピードが他の2者に比べ鈍化している。

図表 2-3-(1)-9-2 裁判官・検察官・弁護士に占める女性の割合の推移（全国）

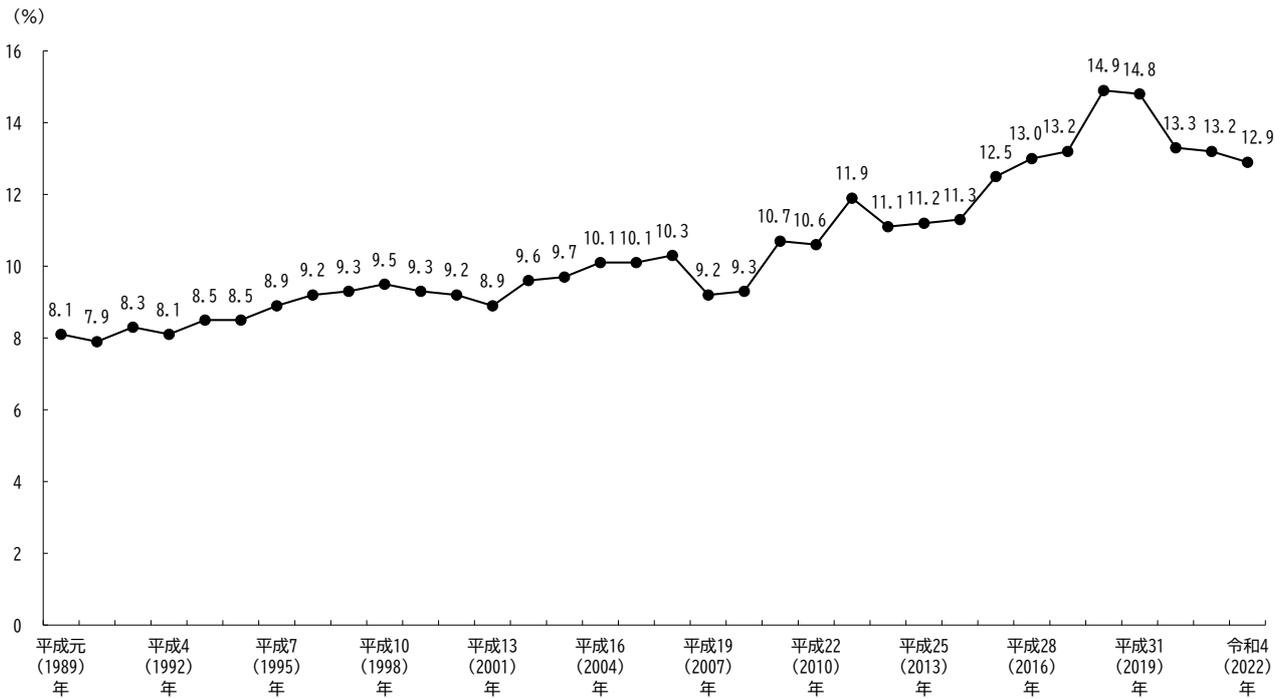


注：裁判官は各年12月（平成26（2014）年以降）、検察官は3月31日、弁護士は9月30日（平成24（2012）年以降）時点の数値。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和5年度）

企業における管理的職業に従事する女性の割合は、多少の変動をもちながらも全体としては増加傾向にあったが、令和2（2020）年以降は13%前後で、平成31（2019）年から2ポイントほど減少している。

図表 2-3-(1)-9-3 管理的職業従事者に占める女性の割合の推移（全国）



注：各年とも年平均。平成 23(2011)年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和 5 年度）

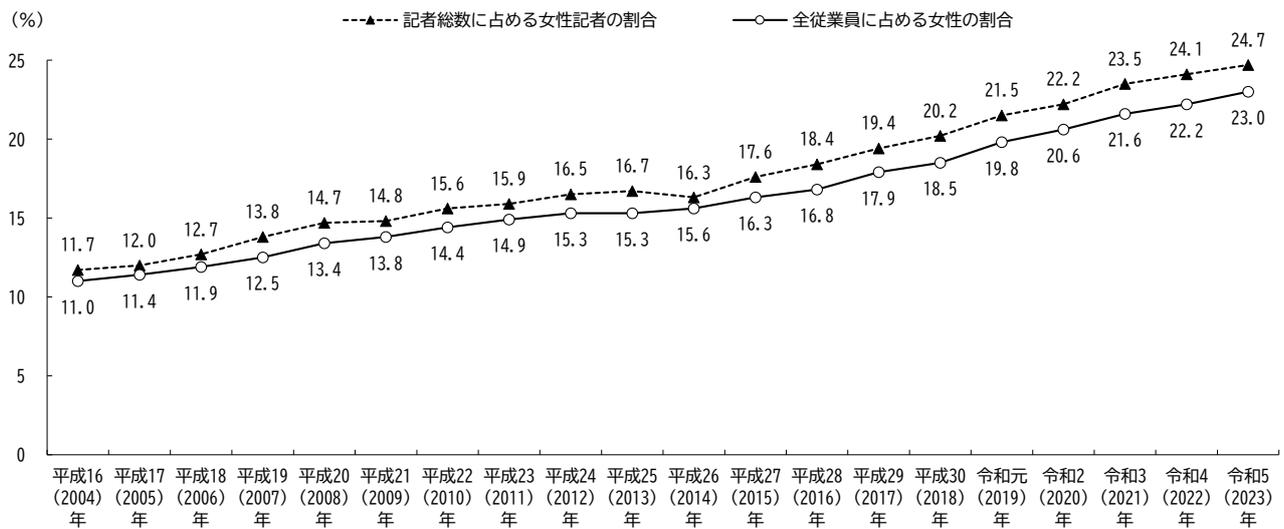
10. 各種メディアにおける女性の割合

(新聞・通信社等、民間放送、日本放送協会)

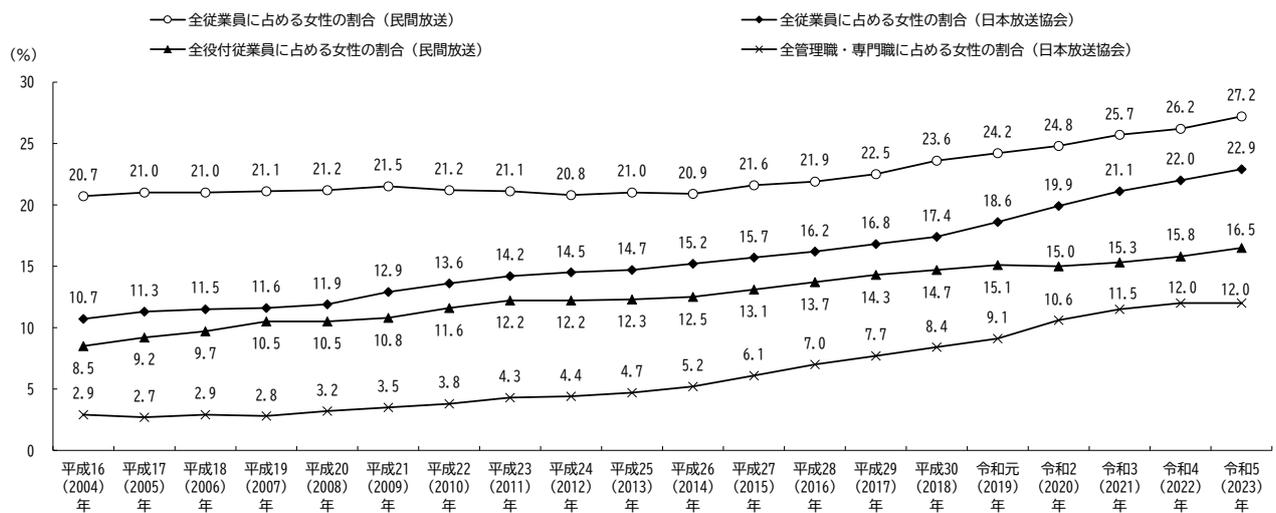
新聞及び放送業界での女性の参画状況をみると、令和5(2023)年における全従業員に占める女性の割合は、新聞・通信社等23.0%、民間放送27.2%、日本放送協会22.9%となっている。各種メディアにおける女性の割合は増加の傾向にある。

図表2-3-(1)-10 各種メディアにおける女性の割合(全国)

<新聞・通信社等>



<民間放送、日本放送協会>

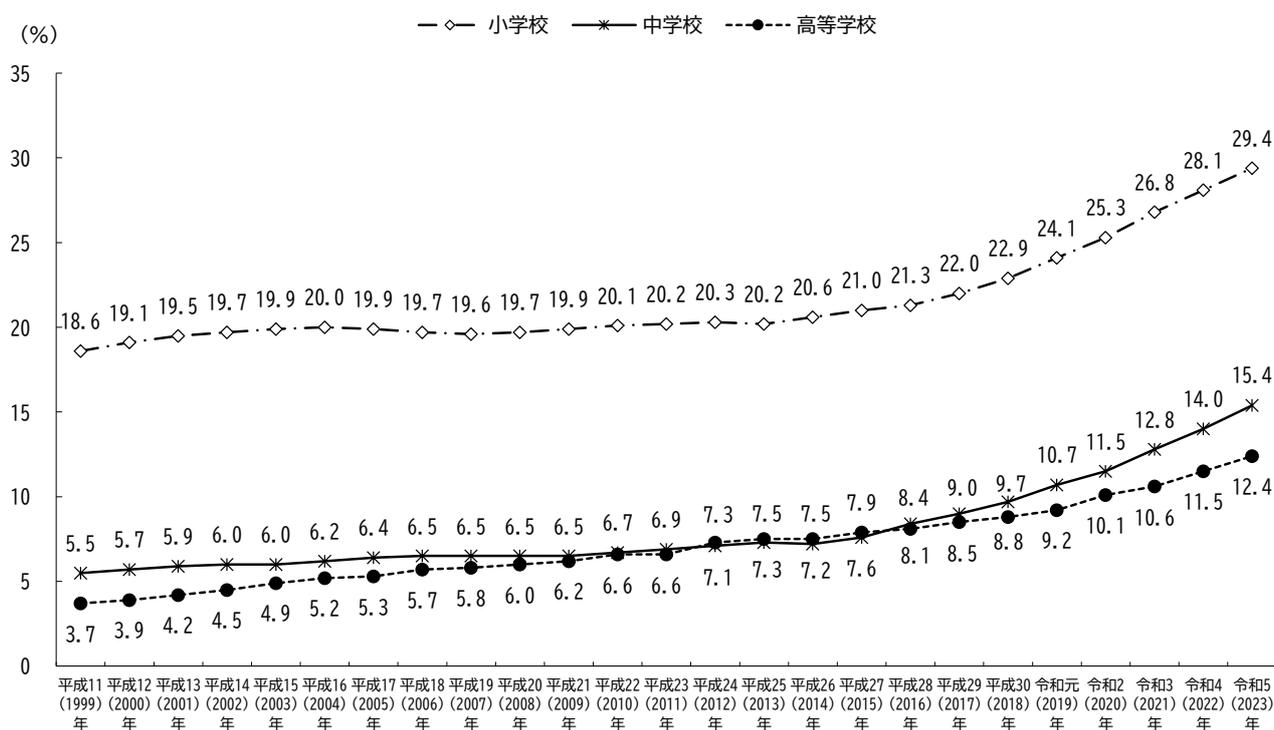


資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(令和5年度)

1 1. 小学校・中学校・高等学校副校長（教頭）以上に占める女性の割合

小学校・中学校・高等学校の副校長（教頭）以上に占める女性の割合は、小学校では平成15（2003）年より横ばいであったが、平成26（2014）年ごろより再び増加し、令和5（2023）年は29.4%である。中学校では平成11（1999）年の5.5%が令和5（2023）年では15.4%、高等学校では平成11（1999）年の3.7%が令和5（2023）年では12.4%と、ともに緩やかに増加している。

図表 2-3-(1)-11 小学校・中学校・高等学校副校長（教頭）以上に占める女性の割合（全国）



注 1：各年 5 月 1 日現在。ただし、平成 23（2011）年の福島県の数値については、8 月 1 日現在。

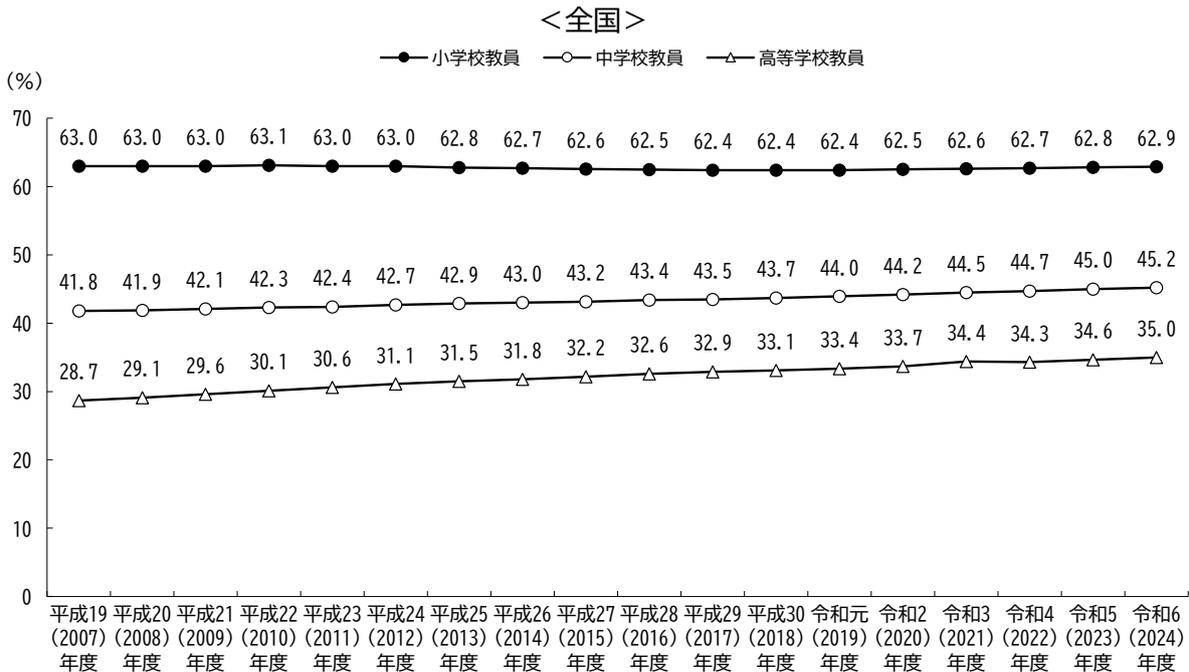
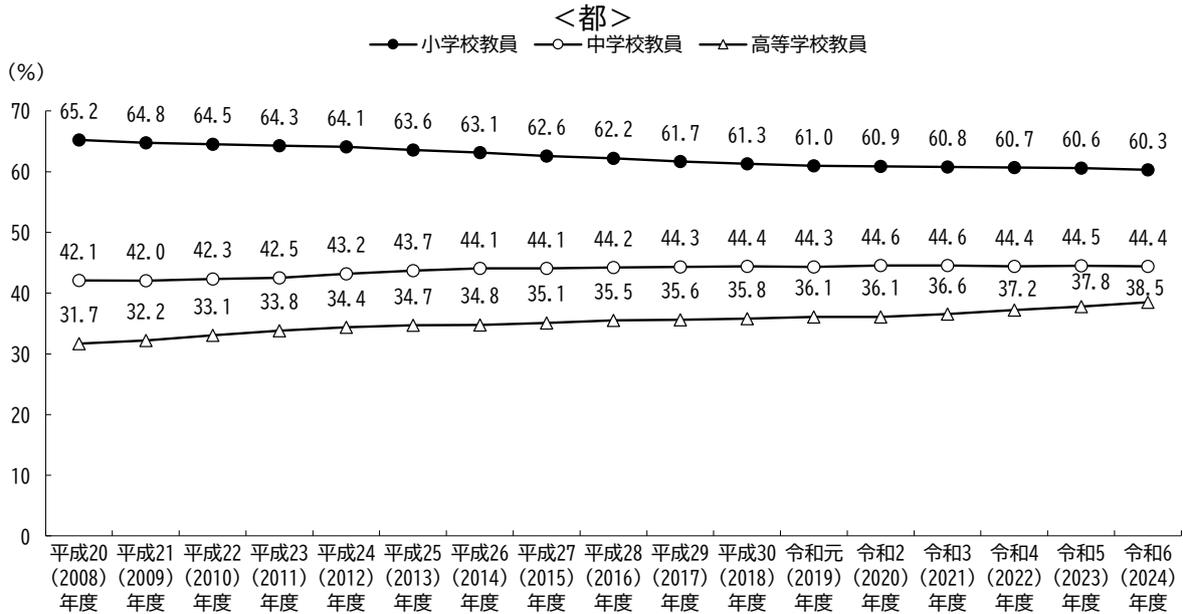
注 2：平成 27（2015）年は速報値である。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和 5 年度）

1.2. 小学校・中学校・高等学校教員に占める女性の割合

都の令和6（2024）年度の公立学校の教員に占める女性割合は、小学校で60.3%、中学校で44.4%、高等学校で38.5%となっており、小学校ではゆるやかに低下、中学校は近年横ばい、高等学校ではゆるやかに上昇している。全国との比較では、小学校で2.6ポイント低く、中学校ではほぼ同じ、高等学校で3.5ポイント高くなっている。

図表 2-3-(1)-12 小学校・中学校・高等学校教員に占める女性の割合（都・全国）



注1：本務教員の女性比率である。

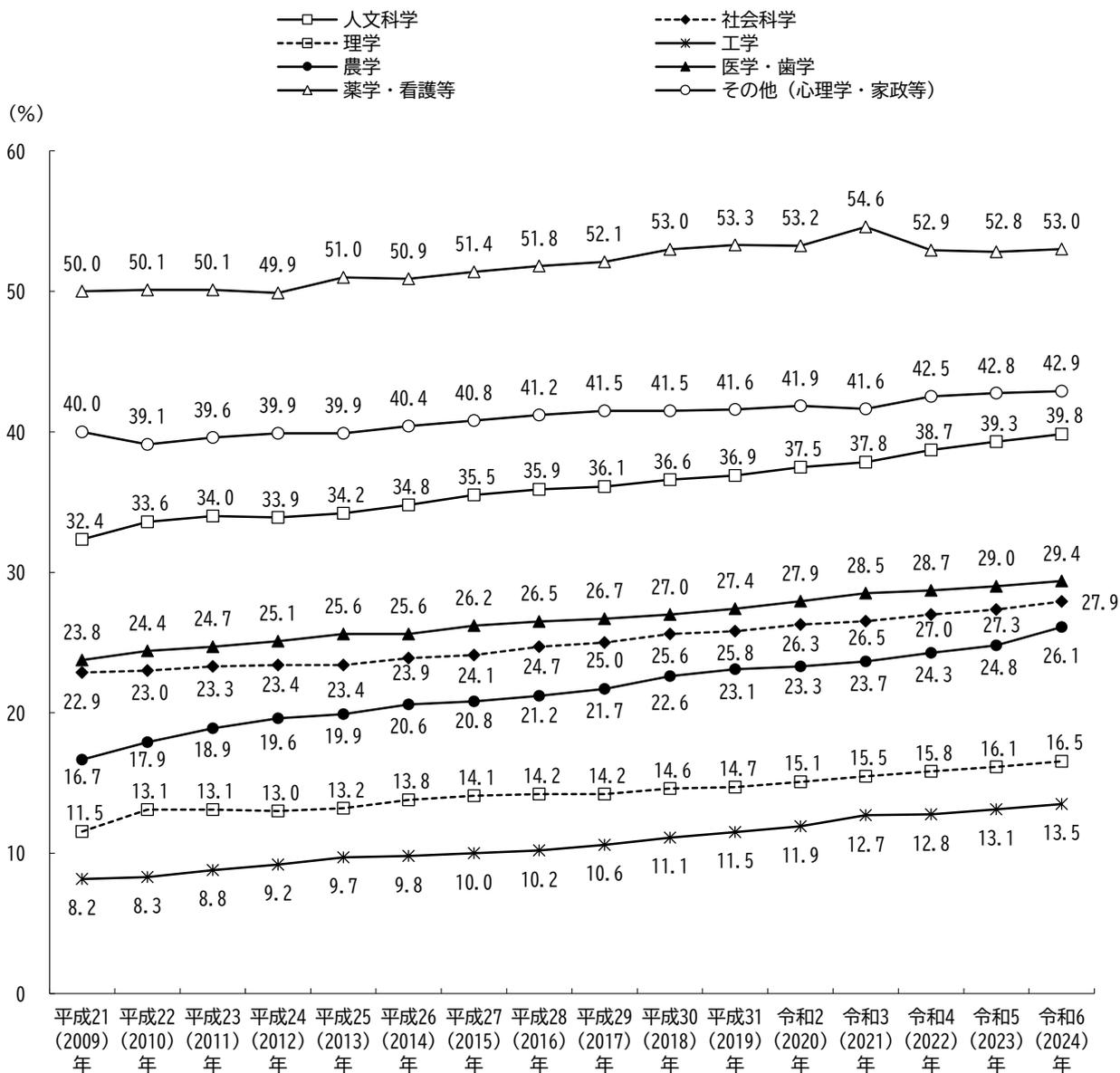
注2：調査対象は公立の学校

資料：文部科学省「令和6年度学校基本調査」

1.3. 大学等の研究本務者における分野別女性の割合

令和6（2024）年の大学等の研究本務者における女性の割合を分野別にみると、薬学・看護等の分野が53.0%、その他（心理学・家政等）が42.9%である一方、工学や理学の分野では10%台にとどまっている。

図表 2-3-(1)-13 専門分野別にみた大学等の研究本務者の推移（全国）



注 1：大学等は、大学の学部（大学院の研究科を含む）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学共同利用機関など。

注 2：「薬学・看護等」は、平成 22（2010）年以前は「その他の保健」

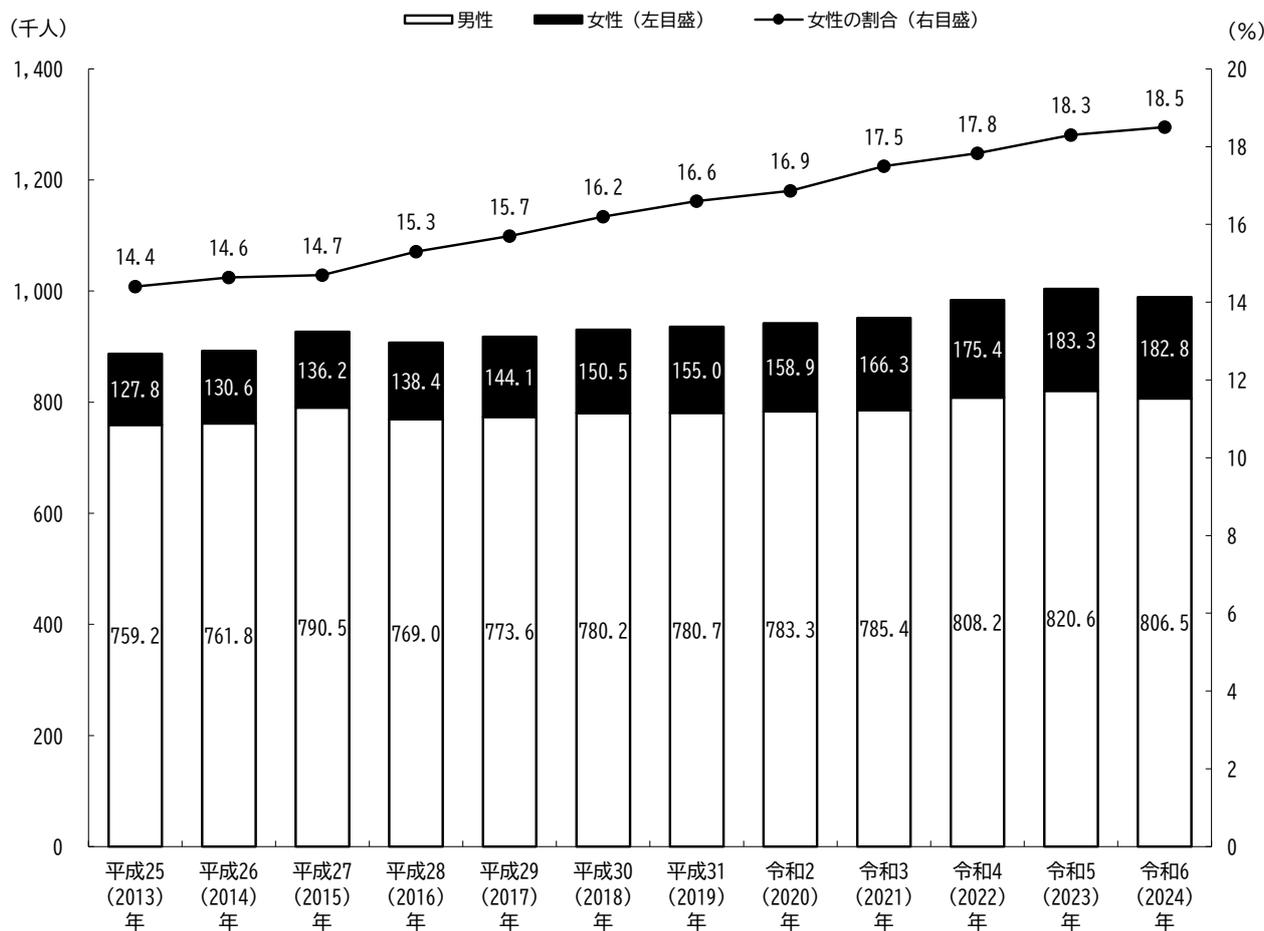
注 3：各年 3 月 31 日現在

資料：総務省「科学技術研究調査（令和 6 年）」

1 4. 研究者に占める女性の割合

女性研究者の数は年々増加しており、令和6（2024）年で182.8千人である。全研究者に占める女性の割合も増加しており、令和6（2024）年で18.5%と人数、割合ともに増加傾向にある。

図表 2-3-(1)-14 研究者に占める女性の割合の推移（全国）



注 1：企業等、非営利団体・公的機関、大学等における研究関係従業者数（実数）のうち研究者の数。研究者とは大学（短期大学を除く。）の課程を修了した者（またはこれと同等以上の専門的知識を有する者）で、特定の研究テーマを持って研究を行っている者をいう。

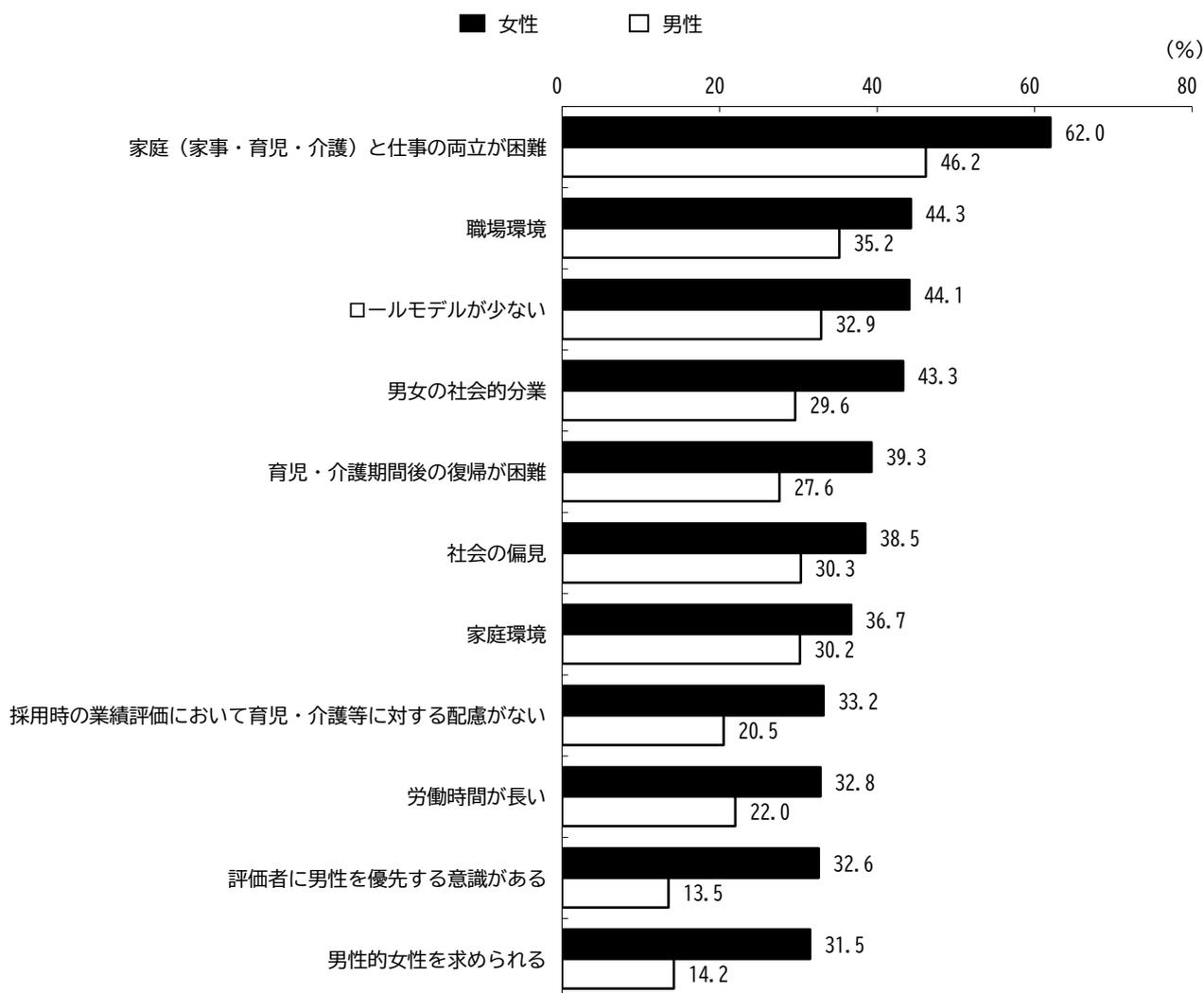
注 2：各年 3 月 31 日現在

資料：総務省「科学技術研究調査（令和 6 年）」

15. 女性研究者が少ない理由

女性研究者が少ない理由としては、「家庭（家事・育児・介護）と仕事の両立が困難」が最も多く、次いで「職場環境」、「ロールモデルが少ない」となっており、労働環境や家庭と仕事との両立支援体制の整備が求められている。

図表 2-3-(1)-15 女性研究者が少ない理由（全国）



注1：「第五回 科学技術系専門職の男女共同参画実態調査」男女共同参画学協会連絡会（2022）より作成。

注2：女性の上位の項目のみを表示

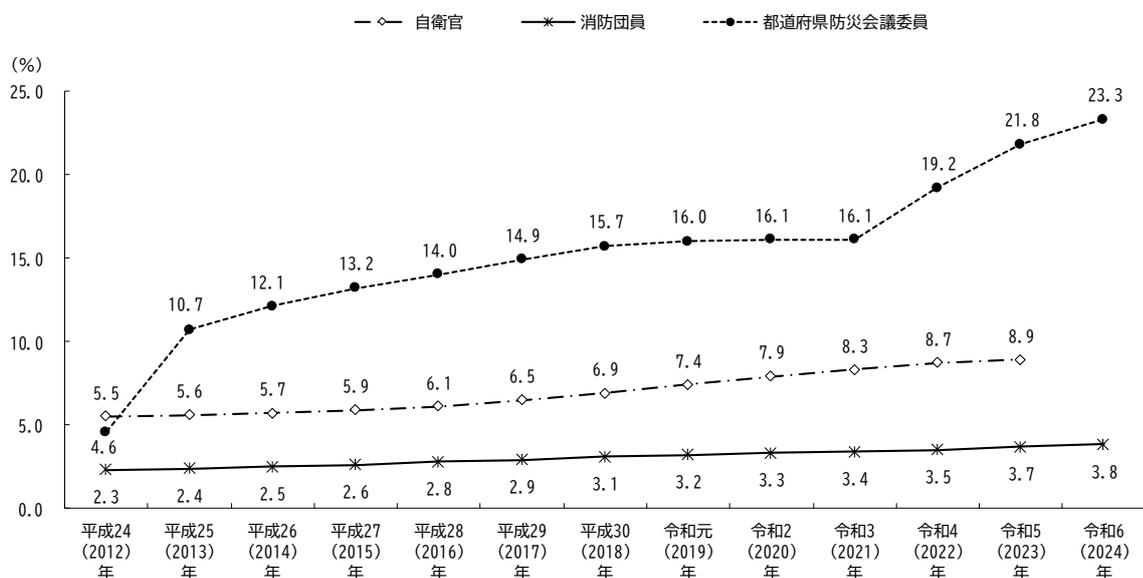
資料：一般社団法人男女共同参画学協会連絡会「第5回 科学技術系専門職の男女共同参画実態調査」

2-3-(2) 防災・復興分野

1. 自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員の女性割合

自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員に占める女性の割合は、自衛官と消防団員は微増傾向である。都道府県防災会議委員は、平成24（2012）年から平成25（2013）年にかけて急増した後、平成30（2018）年以降は横ばいで推移し、令和3（2021）年から令和6（2024）年現在で再び増加している。

図表 2-3-(2)-1 自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員の女性割合（全国）



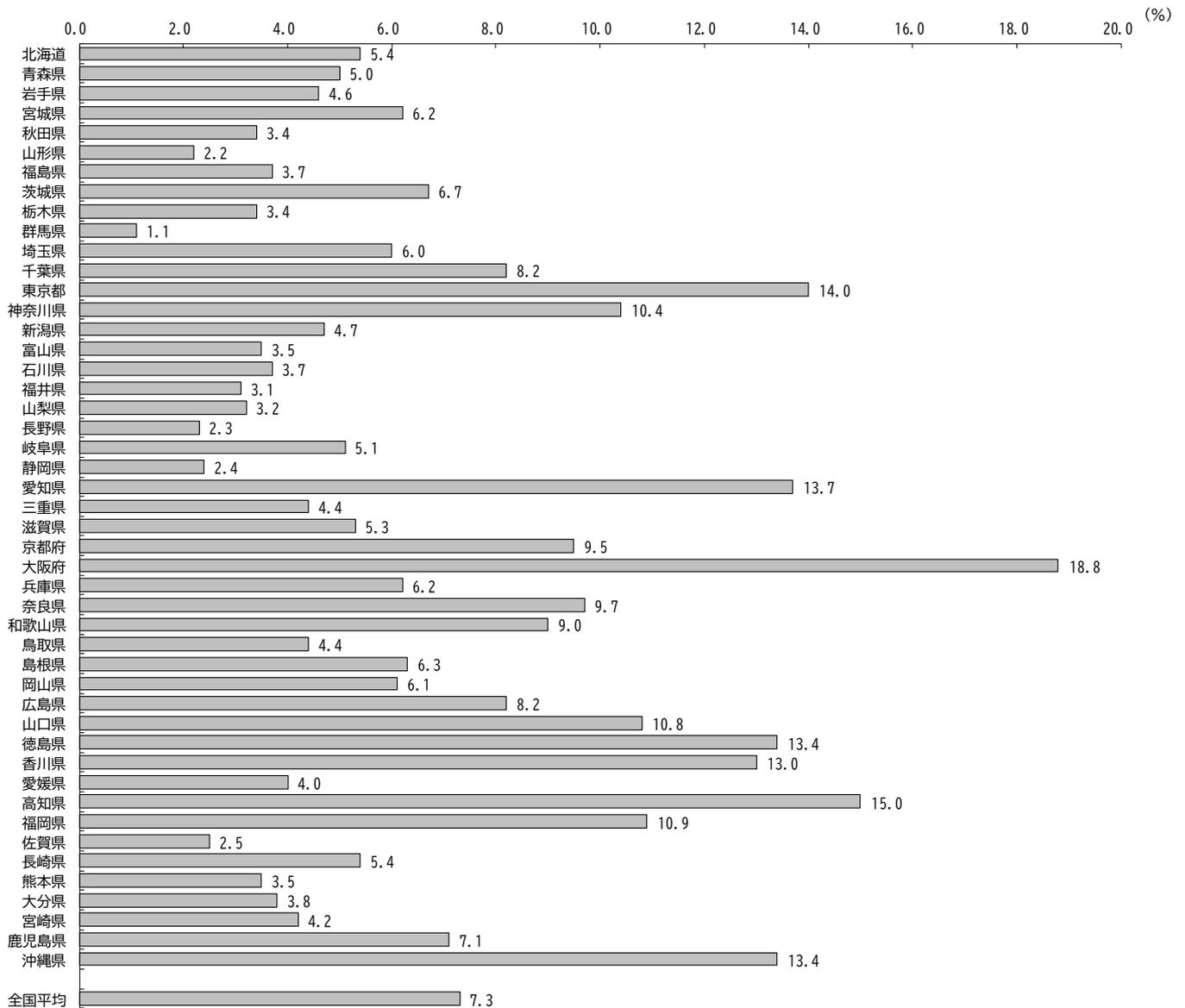
資料：防衛省「令和6年版防衛白書」、消防庁「令和6年版消防白書」、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和6年度）

2-3-(3) 地域活動

1. 自治会、PTA、農協・漁協・森林組合における役員の女性割合

各都道府県の自治会長に占める女性の割合をみると、東京都は14.0%であり、大阪府、高知県に次いで第3位になっている。

図表2-3-(3)-1-1 自治会長に占める女性の割合（全国）



注1：調査時点は原則として4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。

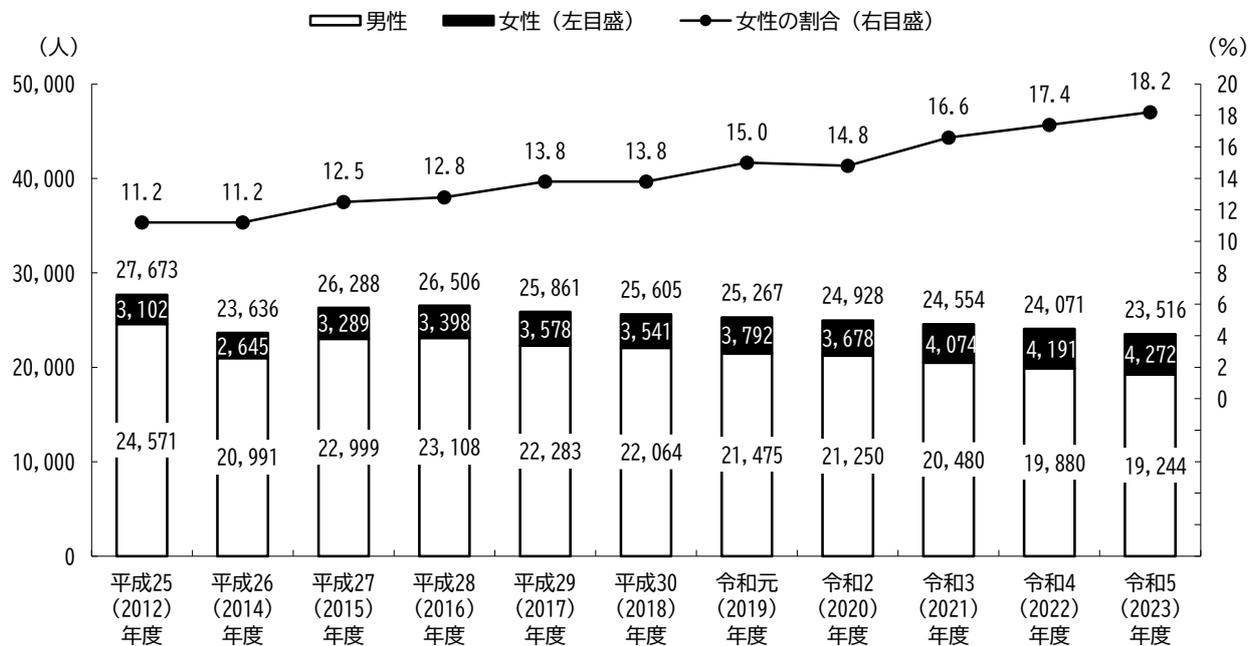
注2：回答のあったもののうち、男女別の数を把握しているもののみ掲載している。

注3：データの表記の都合上、島の省略等を行っているものがある。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会又は女性に関する施策の推進状況」（令和6年度）

単位PTA会長（小中学校）での女性会長数は令和5（2023）年度で4,272人であり、全体に占める女性の割合は18.2%と増加傾向にある。

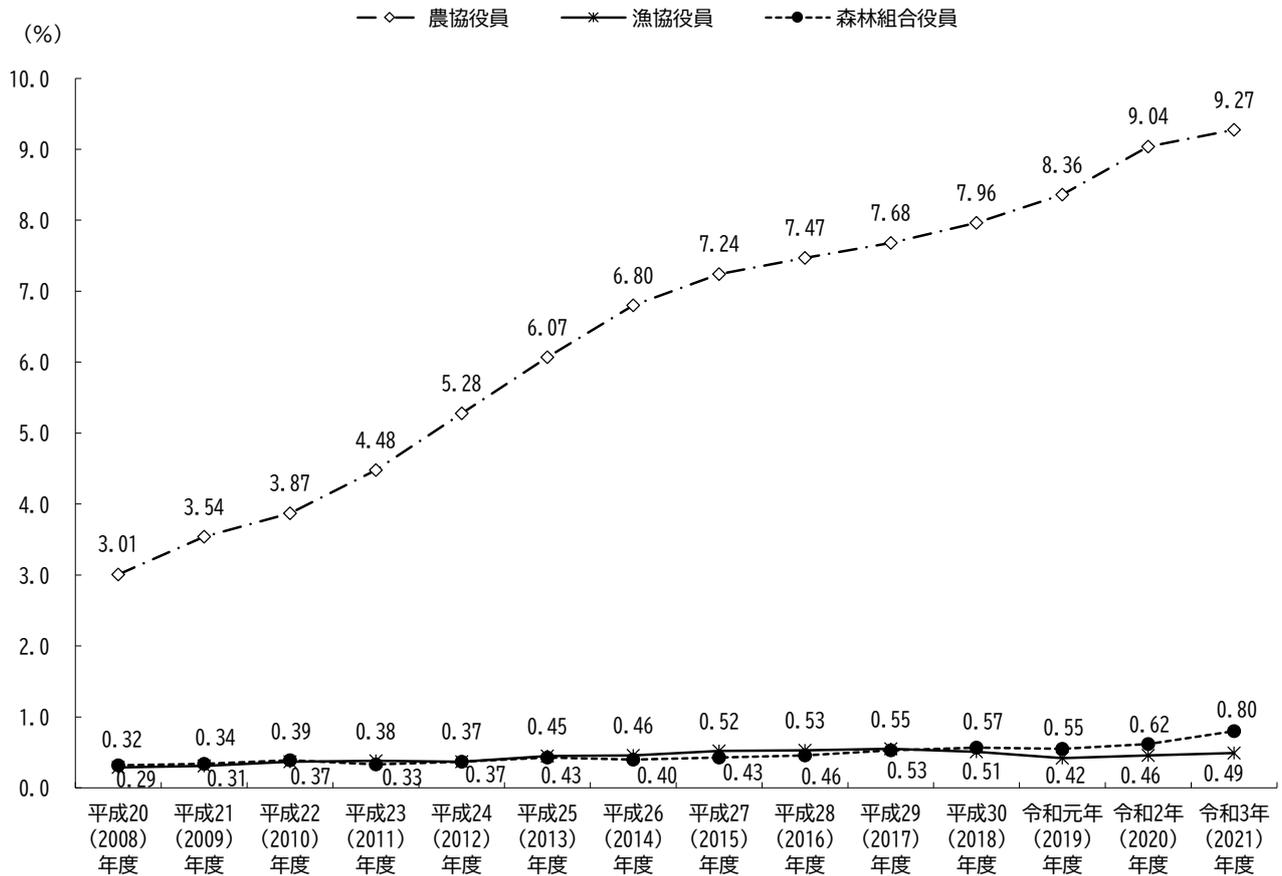
図表 2-3-(3)-1-2 単位PTA会長（小中学校）に占める女性の割合及び会長数（全国）



資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和5年度）

農協・漁協・森林組合の役員における女性の割合をみると、農協で約9%、漁協と森林組合では1%未満である。近年、農協では増加傾向が見られるが、漁協や森林組合では変化は見られない。

図表 2-3-(3)-1-3 農協・漁協・森林組合における役員の女性の割合（全国）



注 1：農協と漁協については農林水産省資料により作成。森林組合については「森林組合統計」より作成
 注 2：農協・漁協については各事業年度末（農協・漁協により 4 月～3 月末）現在の数値である。
 注 3：漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和 5 年度）

2. HDI、GII、GGIにおける日本の順位

男女平等参画に関する国際的な指標についてみると、日本は人間開発指数（HDI）が191か国中24位（前年19位）。ジェンダー不平等指数（GII）は170か国中22位で前年と同様。ジェンダー・ギャップ指数（GGI）は146か国中118位（前年125位）と順位を上げた。

図表 2-3-(3)-2 HDI、GII、GGIにおける日本の順位

①HDI 令和4(2022)年 (人間開発指数)			②GII 令和4(2022)年 (ジェンダー・不平等指数)			③GGI 令和6(2024)年 (ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	スイス	0.967	1	デンマーク	0.009	1	アイスランド	0.935
2	ノルウェー	0.966	2	ノルウェー	0.012	2	フィンランド	0.875
3	アイスランド	0.959	3	スイス	0.018	3	ノルウェー	0.875
4	香港	0.956	4	スウェーデン	0.023	4	ニュージーランド	0.835
5	デンマーク	0.952	5	オランダ	0.025	5	スウェーデン	0.816
5	スウェーデン	0.952	6	フィンランド	0.032	6	ニカラグア	0.811
7	ドイツ	0.950	7	アラブ首長国連邦	0.035	7	ドイツ	0.810
7	アイルランド	0.950	8	シンガポール	0.036	8	ナミビア	0.805
9	シンガポール	0.949	9	アイスランド	0.039	9	アイルランド	0.802
10	オーストラリア	0.946	10	ルクセンブルク	0.043	10	スペイン	0.797
10	オランダ	0.946	11	ベルギー	0.044	11	リトアニア	0.793
12	ベルギー	0.942	12	オーストリア	0.048	12	ベルギー	0.793
12	フィンランド	0.942	13	スロベニア	0.049	13	モルドバ	0.791
12	リヒテンシュタイン	0.942	14	イタリア	0.057	14	英国	0.789
15	英国	0.940	15	スペイン	0.059	15	デンマーク	0.789
16	ニュージーランド	0.939	16	大韓民国	0.062	16	エクアドル	0.788
17	アラブ首長国連邦	0.937	17	オーストラリア	0.063	17	ポルトガル	0.787
18	カナダ	0.935	18	カナダ	0.069	18	南アフリカ	0.785
19	大韓民国	0.929	19	ドイツ	0.071	19	コスタリカ	0.785
20	ルクセンブルク	0.927	20	アイルランド	0.072	20	スイス	0.785
20	米国	0.927	21	ポルトガル	0.076	21	チリ	0.781
22	オーストリア	0.926	22	日本	0.078	22	フランス	0.781
22	スロベニア	0.926	23	ニュージーランド	0.082	24	オーストラリア	0.780
24	日本	0.920	24	フランス	0.084	28	オランダ	0.775
25	イスラエル	0.915	26	イスラエル	0.092	29	エストニア	0.774
27	スペイン	0.911	27	エストニア	0.093	30	ラトビア	0.773
28	フランス	0.910	28	英国	0.094	33	メキシコ	0.768
30	イタリア	0.906	30	リトアニア	0.098	34	スロベニア	0.766
31	エストニア	0.899	31	ポーランド	0.105	36	カナダ	0.761
32	チェコ	0.895	32	チェコ	0.113	43	米国	0.747
33	ギリシャ	0.893	37	ギリシャ	0.120	45	コロンビア	0.745
36	ポーランド	0.881	39	ラトビア	0.142	46	ルクセンブルク	0.744
37	ラトビア	0.879	43	ロシア連邦	0.178	49	オーストリア	0.743
37	リトアニア	0.879	44	中国	0.180	51	ポーランド	0.740
42	ポルトガル	0.874	46	スロバキア	0.184	56	スロバキア	0.731
44	チリ	0.860	47	中華人民共和国	0.186	73	ギリシャ	0.714
45	スロバキア	0.855	49	チリ	0.190	87	イタリア	0.703
45	トルコ	0.855	52	マレーシア	0.230	91	イスラエル	0.699
56	ロシア連邦	0.821	56	ハンガリー	0.230	94	大韓民国	0.696
63	マレーシア	0.807	63	トルコ	0.259	101	ハンガリー	0.686
66	タイ	0.803	84	メキシコ	0.352	104	チェコ	0.684
77	メキシコ	0.781				118	日本	0.663
91	コロンビア	0.758				127	トルコ	0.645

注1：測定可能な国数は、HDIは191の国と地域、GIIは170か国、GGIは146か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国（38か国）を抽出。

注2：「HDI 人間開発指数 (Human Development Index) 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書 2023/2024 版」とは、国連開発計画 (UNDP) による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。

注3：「GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)」とは、国連開発計画 (UNDP) による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。【保健分野】妊産婦死亡率、15～19歳の女性1,000人当たりの出生数 【エンパワーメント】国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別） 【労働市場】労働力率（男女別）

注4：「GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)」とは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。【経済分野】労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率・専門職に占める比率 【教育分野】識字率、初等、中等、高等教育の各在学率 【保健分野】新生児の男女比率、健康寿命 【政治分野】国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

資料：①②国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書 2023/2024 版」、③「Global Gender Gap Report 2024」